



発行 東京都

目次

規則

○東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則……………一
……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）……………

告示

○令和三年度東京都補正予算の公表……………二
……………（財務局主計部議案課）……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……………六
……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………

○都道の区域変更……………七
……………（建設局道路管理部路政課）……………

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………九

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………九

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第八十号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………九

○令和三年東京都選挙管理委員会告示第七十七号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………九

○政治団体の届出……………九

○政治団体の届出事項の異動の届出……………二

○政治団体の解散の届出……………四

○資金管理団体の指定の届出……………五

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………五

○資金管理団体の取消しの届出……………六

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………七
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………

○開発行為に関する工事完了……………七
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………

規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百九十四号

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則（平成七年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中

第 五 号 様 式 中
第 一 項 第 一 号 表 第 一 号 欄 に
第 二 項 第 一 号 表 第 一 号 欄 に

改め、「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京ウイメンズプラザ条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第七十二号

令和三年八月二十日東京都議会の議決を得た令和三年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小池百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ155,613,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,055,083,379千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	2,582,240,210	127,869,719	2,710,109,929
	02 国庫補助金	2,348,651,620	127,869,719	2,476,521,339
11	繰入金	1,098,507,495	27,744,040	1,126,251,535
	03 基金繰入金	1,086,775,571	27,744,040	1,114,519,611
歳 入 合 計		9,899,469,620	155,613,759	10,055,083,379

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	241,778,374	1,601,080	243,379,454
	05 区市町村振興費	120,377,486	1,601,080	121,978,566
08	福祉保健費	1,722,868,702	15,884,221	1,738,752,923
	01 福祉保健管理費	13,202,500	1,000,000	14,202,500
	08 健康安全費	345,123,277	14,884,221	360,007,498
09	産業労働費	2,514,365,413	138,128,458	2,652,493,871
	02 産業労働管理費	1,930,275,233	107,816,458	2,038,091,691
	03 商工業振興費	492,440,366	30,312,000	522,752,366
歳 出 合 計		9,899,469,620	155,613,759	10,055,083,379

令和3年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172,226,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,227,309,638千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	2,710,109,929	152,715,107	2,862,825,036
	02 国庫補助金	2,476,521,339	152,715,107	2,629,236,446
11	繰入金	1,126,251,535	19,511,152	1,145,762,687
	03 基金繰入金	1,114,519,611	19,511,152	1,134,030,763
歳 入 合 計		10,055,083,379	172,226,259	10,227,309,638

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
08 福祉保健費		1,738,752,923	4,054,980	1,742,807,903
	08 健康安全費	360,007,498	4,010,980	364,018,478
	10 地域病院費	15,227,000	44,000	15,271,000
09 産業労働費		2,652,493,871	168,171,279	2,820,665,150
	02 産業労働管理費	2,038,091,691	153,255,279	2,191,346,970
	03 商工業振興費	522,752,366	14,916,000	537,668,366
歳 出 合 計		10,055,083,379	172,226,259	10,227,309,638

●東京都告示第七十三号

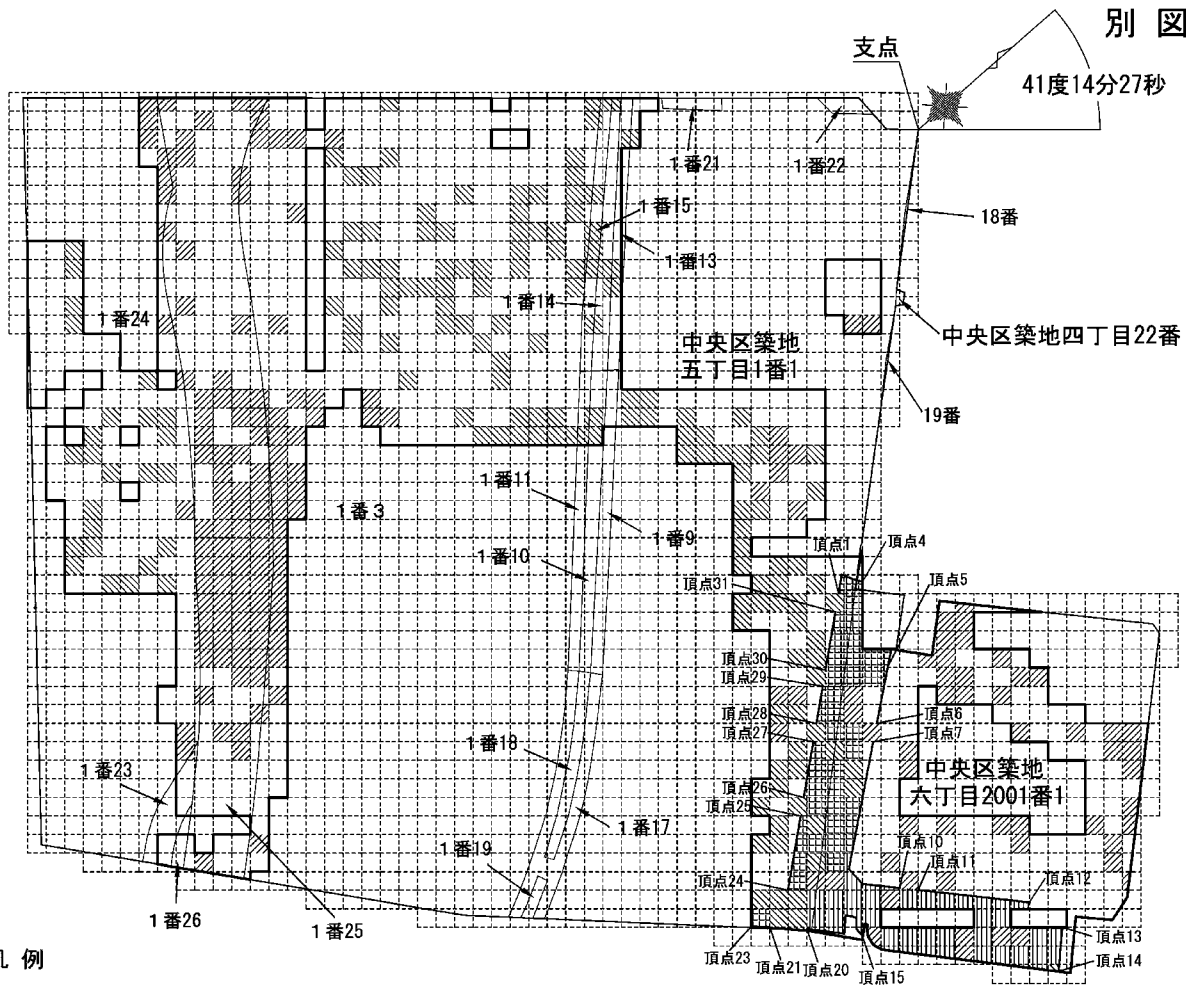
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目及び築地六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別図



凡例

- 敷地境界
- 単位区画線
- 筆境界線
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第11号に該当する区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域) (令和3年東京都告示第683号により指定した区域)

〈支点〉

支点の位置は、X=-37153.577、Y=-5794.515とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
1	-37350.690	-5634.852	15	-37462.764	-5487.114
2	-37342.670	-5641.365	16	-37462.635	-5492.409
3	-37339.775	-5636.544	17	-37458.652	-5497.199
4	-37336.799	-5631.032	18	-37462.157	-5501.913
			19	-37469.268	-5494.721
			20	-37482.746	-5510.066
頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
5	-37367.233	-5587.393	21	-37497.083	-5524.051
6	-37381.325	-5568.617	22	-37499.746	-5526.568
			23	-37504.440	-5530.828
頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
7	-37389.355	-5562.358	24	-37445.186	-5558.110
8	-37444.373	-5519.480	25	-37476.684	-5532.529
9	-37444.188	-5508.612			
10	-37430.582	-5493.720	頂点	X座標	Y座標
			26	-37437.311	-5564.505
頂点	X座標	Y座標	27	-37413.687	-5583.690
11	-37423.795	-5486.292			
12	-37383.076	-5441.723	頂点	X座標	Y座標
			28	-37405.813	-5590.086
頂点	X座標	Y座標	29	-37390.063	-5602.876
13	-37378.692	-5420.022			
14	-37395.900	-5403.379	頂点	X座標	Y座標
			30	-37382.189	-5609.271
			31	-37368.555	-5628.457

※支点及び境界線の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

※座標値は、左上の点を頂点1とし、右回りに読み取りを行ったものである。

●東京都告示第七千七百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブラレール・キャピタル	さくらんぼケア	練馬区中村北2-2-3 メゾン練馬303	令和3年3月30日
株式会社東興	トーコーヘルパーステーション	品川区大井4-1-3 トーコービル403	令和3年4月30日
株式会社吉澤オフィス	ケアサービス マリーナ	墨田区立川3-9-6 BRIGHTEN HOUSE201	令和3年5月1日
株式会社エターナル	訪問介護ステーション 絆	練馬区田柄2-19-24	令和3年5月31日
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所 立川	立川市高松町2-25-30 コーポ竹内302	同 日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブラレール・キャピタル	さくらんぼケア	練馬区中村北2-2-3 メゾン練馬303	令和3年3月31日
株式会社メディカル・フロント	メディカルケアサービス	江東区社丹3-12-2 ぼたん杉野ビル201	令和3年4月30日
株式会社エターナル	訪問介護ステーション 絆	練馬区田柄2-19-24	令和3年5月31日
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所 立川	立川市高松町2-25-30 コーポ竹内302	同 日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブラレール・キャピタル	さくらんぼケア	練馬区中村北2-2-3 メゾン練馬303	令和3年3月31日
特定非営利活動法人フレンズ	ケアステーションフレンズ	板橋区清盤台4-21-7 友野ビル1階	令和3年4月30日
株式会社エターナル	訪問介護ステーション 絆	練馬区田柄2-19-24	令和3年5月31日

サービスの種類 短期入所

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人共生ネットワーク	アップルホームショートステイ	練馬区	令和3年5月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ミライ株式会社	ミライ 足立木本東の家	足立区本木東町29-3	令和3年5月31日
社会福祉法人ときわ会	共同ホーム サンライズ	小平市	同 日

●東京都告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 相模原立川

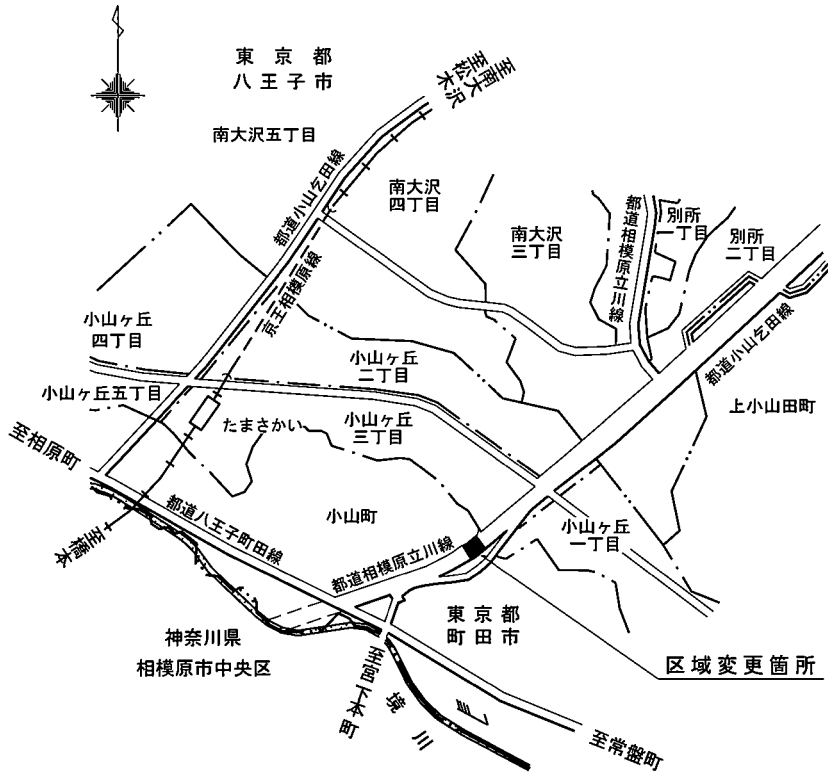
二 変更の区間 町田市小山町字十一号千五百六十一番一

地内から同所千五百六十九番五地内まで

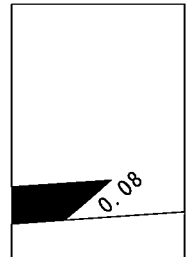
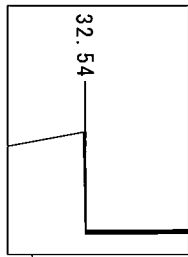
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道相模原立川線区域変更略図
町田市小山町地内



編入区域
 市都道
 延長 六一・四五メートル
 面積 一・九〇平方メートル
 計画線



町田市
小山町
字十一号

至宮下本町

都道相模原立川線

至小山ヶ丘

一五五九の一

32.49

32.54

一五六九の五

一五八一の一

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百一十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称	所 在 地
グランヴィイ神楽坂	新宿区東五軒町四番一号
東急ウエリナケア自由が丘	目黒区自由が丘三丁目八番七号
介護老人保健施設ハートテラス中野弥生町	中野区弥生町六丁目七番十六号
特別養護老人ホームハートテラス中野弥生町	中野区弥生町六丁目七番十六号
特別養護老人ホーム第3練馬高松園	練馬区高松二丁目三十番八号
特別養護老人ホーム花ざかり	足立区中央本町二丁目二十四番十一号
ガーデンフィールズ花畑	足立区花畑一丁目二十六番三号
プレザングラン小金井	小金井市東町三丁目十七番三号
特別養護老人ホーム平成あおば上宮園	東村山市青葉町一丁目七番地七十五
ゆいまゝる聖ヶ丘	多摩市聖ヶ丘二丁目二十二番四号

●東京都選挙管理委員会告示第百十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称	所 在 地
福祉事業センター	東村山市富士見町二丁目七番五号
社会就労センターコロニ	東村山市秋津町二丁目二十二番一東村山印刷所

●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党中央区総支部から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出(令和二年東京都選挙管理委員会告示第八十号)の一部を次のように訂正する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部自由民主党中央区総支部の項中「審判

後宏」を「田中 耕太郎」に、「R2. 3. 24」を「R1. 6. 25」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、みんなの市長をつくる会がねいから訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出(令和三年東京都選挙管理委員会告示第七十七号)の一部を次のように訂正する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)の部みんなの市長をつくる会がねいの項中「令 令和三年八月三十日」を「令和三年八月三十日」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都遊技産業支部	椿 喜一郎	秦 青	新宿区市谷八幡町16	R3. 6. 21	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あ党	久保田 学	久保田 学	立川市柴崎町3-12-9	R3. 6. 1
いのち・くらし・平和・文化をまもる台東区民の会	寺山 邦裕	山室 常太	台東区竜泉1-15-2	R3. 6. 11
今村るか後援会	今村 路加	今村 直	町田市藤の台2-2-50	R3. 6. 9
岩田よしかず後援会	岩田 義一	岩田 幸恵	葛飾区新小岩4-28-5	R3. 6. 3
うすい浩一励ます会	薄井 浩一	羽鳥 善明	足立区千住緑町3-26-20	R3. 6. 2
NHKから国民を守る党	川端 慎二	川端 慎二	目黒区青葉台1-22-2	R3. 6. 4
NHKから国民を守る党	栗原 博之	福田 稚鶴	世田谷区世田谷4-26-10	R3. 6. 22
葛飾区庁舎建替えに反対する会	岡部 拓之	岡部 拓之	葛飾区白鳥2-20-17	R3. 6. 2
葛飾区に新しい風を起こす会	平光 宏志	平光 宏志	葛飾区青戸4-9-5	R3. 6. 7
江東区を良くする会	清水 良平	清水 里恵	江東区深川2-16-23	R3. 6. 18
子育て子育て 明日の国分寺をつくる会	山越 邦夫	佐藤 茉莉子	国分寺市泉町3-1-5	R3. 6. 17
柴田けいや後援会	柴田 啓也	西村 恵美	台東区西浅草1-5-14	R3. 6. 2
清水こういち後援会	清水 浩一	清水 悦子	葛飾区高砂5-19-5	R3. 6. 3
清水良平後援会	清水 良平	清水 里恵	江東区深川2-16-23	R3. 6. 18
下山しんいち後援会	下山 伸一	下山 菊美	葛飾区細田1-8-4	R3. 6. 3
女性ファーストの会	小林 綾	小林 綾	八王子市元八王子町3-2152-35	R3. 6. 21
新城まさや後援会	新城 政也	高尾 和孝	葛飾区水元3-3-5	R3. 6. 7
新党正義	増田 将大	増田 将大	港区六本木3-16-13	R3. 6. 21

台東N国	掛川 暁生	掛川 暁生	台東区雷門 2-15-4	R3. 6. 23
チーム町田みらい	奥澤 高広	南部 渚	町田市森野 1-31-18	R3. 6. 1
都民ファーストの会千代田区第二支部	平 慶翔	深瀬 翔	千代田区神田神保町 3-4-29	R3. 6. 17
中山信行励ます会	中山 信行	中村 隆一	足立区梅田 7-10-16	R3. 6. 2
#リベラル	今村 路加	今村 直	町田市藤の台 2-2-50	R3. 6. 2
原のり子後援会	殿岡 英行	中村 幸夫	東久留米市幸町 3-6-3	R3. 6. 4
細木まこと後援会	細木 誠	細木 明美	葛飾区堀切 6-13-17	R3. 6. 3
私たちの地域を守る会	橋本 久美	内山 誠	板橋区大山町 33-1	R3. 5. 19

●東京都選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次と
おり公表する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都石油販売業支部	大家 章嘉	会計責任者の氏名	加藤 護	高橋 正光	R3. 5. 25
日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	新宿区四谷3-1-11	港区六本木5-16-5	R3. 5. 31

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あだちの未来を創る会	中島 晃一郎	主たる事務所の所在地	足立区千住曙町40-1	足立区千住仲町11-12	R3. 6. 7
石田しんご後援会	石田 慎吾	主たる事務所の所在地	品川区東五反田2-19-1	品川区上大崎3-11-7	R3. 3. 1
		会計責任者の氏名	小栗山 慶太	石田 周良	R3. 3. 1
今村るか後援会	今村 路加	主たる事務所の所在地	町田市藤の台2-2-50	町田市本町田3549-3	R2. 7. 25
青梅税理士政治連盟	渡辺 晃	会計責任者の氏名	川嶋 秀夫	古川 和史	R3. 6. 11
おおにし順子後援会	大西 順子	主たる事務所の所在地	渋谷区西原1-26-5	渋谷区松濤1-26-16	R2. 6. 15
上島よしもり・新時代の会	上島 義盛	主たる事務所の所在地	世田谷区用賀2-5-16	世田谷区用賀2-21-1	R3. 1. 20
斉藤あつしを応援する会	櫻井 正和	政治団体の名称	斉藤あつしを応援する会	斉藤あつしと都民の会	R3. 6. 1
渋谷税理士政治連盟	土屋 栄悦	代表者の氏名	土屋 栄悦	若杉 治	R3. 6. 8
		会計責任者の氏名	山崎 哲也	田中 桂司	R3. 6. 8
田代さとしを育てる会	田代 聡	政治団体の名称	田代さとしを育てる会	経済・教育・財政を考える会	R3. 6. 1
東京交通懇話会	南 正人	主たる事務所の所在地	渋谷区初台1-34-14	千代田区神田猿樂町1-6-6	R3. 6. 3
		代表者の氏名	南 正人	山口 哲生	R3. 6. 3
東京都医師政治連盟荏原支部	木内 茂之	代表者の氏名	木内 茂之	原 正博	R3. 6. 21
		会計責任者の氏名	西川 順一	笹川 綾子	R3. 6. 21
東京都医師政治連盟日野支部	西村 正智	主たる事務所の所在地	日野市万願寺1-13-5	日野市日野1077-33	R3. 6. 18
		代表者の氏名	西村 正智	塩谷 武洋	R3. 6. 18
		会計責任者の氏名	日名子 尚子	西村 正智	R3. 6. 18

東京都医薬品登録販売者政治連盟	後藤 雄次	代表者の氏名	後藤 雄次	渡邊 捷英	R3. 6. 1
		会計責任者の氏名	横田 匠	後藤 雄次	R3. 6. 1
東京都建築士事務所政経研究会	塚本 達二	会計責任者の氏名	寺田 宏	青谷 懿	R3. 5. 19
東京都歯科医師連盟板橋支部	田中 雅博	代表者の氏名	田中 雅博	小林 顕	R3. 6. 5
		会計責任者の氏名	小坂井 晃	宮崎 晴朗	R3. 6. 5
東京都歯科医師連盟北支部	富田 章彦	代表者の氏名	富田 章彦	中村 卓志	R3. 6. 21
東京都社会保険労務士政治連盟城西統括支部	大山 邦博	会計責任者の氏名	川崎 雅俊	稲尾 公貴	R3. 6. 4
東京都石油政治連盟	大家 章嘉	会計責任者の氏名	加藤 護	高橋 正光	R3. 5. 25
日本弁護士政治連盟東京本部	寺前 隆	代表者の氏名	寺前 隆	安井 規雄	R3. 6. 21
		会計責任者の氏名	寺前 隆	安井 規雄	R3. 6. 21
練馬西税理士政治連盟	鳥山 直哉	代表者の氏名	鳥山 直哉	佐藤 弘毅	R3. 6. 17
練馬東税理士政治連盟	清水 順三	会計責任者の氏名	井上 公蔵	倉澤 毅	R3. 6. 16
ハシクミ応援団	橋本 久美	代表者の氏名	橋本 久美	篠崎 久美	R3. 5. 3
八王子税理士政治連盟	花形 守康	代表者の氏名	花形 守康	伊保谷 徹	R3. 6. 11
		会計責任者の氏名	直井 利恵	花形 守康	R3. 6. 11
東村山税理士政治連盟	森 政史	会計責任者の氏名	白瀬 有季子	堀川 朋善	R3. 6. 11
本所税理士政治連盟	古庄 一夫	会計責任者の氏名	長谷川 秀美	堀内 芳訓	R3. 6. 11
水元から元気を届ける会	新城 政也	政治団体の名称	水元から元気を届ける会	水元から元気を届ける会 (新城政也後援会)	R3. 6. 7
宮本聖士後援会	宮本 聖士	主たる事務所の所在地	世田谷区成城1-14-34	町田市木曽西1-33-4	R3. 5. 29
		代表者の氏名	宮本 聖士	垣見 龍次	R3. 5. 29
		会計責任者の氏名	宮本 恭子	宮本 聖士	R3. 5. 29

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都北区第十支部	池田 博一	R2. 12. 31
自由民主党東京都港区第三十二支部	有働 巧	R3. 3. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
いのち・暮らし・平和・文化をまもる台東区民の会	寺山 邦裕	R3. 5. 27
今村るか後援会	今村 路加	R3. 6. 8
うどう巧後援会	有働 巧	R3. 3. 31
おおつき真也後援会	北林 噴造	R2. 12. 31
小川克美政策研究会	小川 正道	R3. 6. 29
港働研究会	有働 巧	R3. 3. 31
新宿保守くらしの会	上原 一晃	R2. 12. 31
新宿ママの会	青木 和子	R3. 5. 1
東京都議会 都民塾	立石 晴康	R3. 6. 7
村木茂後援会	村木 茂	R3. 5. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今村 路加	都議会議員	今村るか後援会	町田市藤の台2-2-50	R3. 6. 8
岩田 義一	区議会議員	岩田よしかず後援会	葛飾区新小岩4-28-5	R3. 6. 3
清水 浩一	区議会議員	清水こういち後援会	葛飾区高砂5-19-5	R3. 6. 3
下山 伸一	区議会議員	下山しんいち後援会	葛飾区細田1-8-4	R3. 6. 3
細木 誠	区議会議員	細木まこと後援会	葛飾区堀切6-13-17	R3. 6. 3

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和三年八月三十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石田 慎吾	石田しんご後援会	主たる事務所の所在地	品川区東五反田2-1-9-1	品川区上大崎3-1-1-7	R3. 3. 1
今村 路加	今村るか後援会	主たる事務所の所在地	町田市藤の台2-2-50	町田市本町田3-5-4-9-3	R2. 7. 25
中島 晃一郎	あだちの未来を創る会	主たる事務所の所在地	足立区千住曙町40-1	足立区千住仲町1-1-1-2	R3. 6. 7
橋本 久美	ハシクミ応援団	代表者の氏名	橋本 久美	篠崎 久美	R3. 5. 3

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。
 令和三年八月三十日
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
今村 路加	今村るか後援会	R3. 6. 8
有働 巧	港働研究会	R3. 3. 31
村木 茂	村木茂後援会	R3. 5. 25

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特
定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十
年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定によ
り、次のとおり公告する。

令和三年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人東京英語いのちの電話

二 代表者の氏名

ラングリー・テイモシイ・パトリック

三 主たる事務所の所在地

港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセンター二
階

四 更新された認定の有効期間

令和三年一月十八日から令和八年一月十七日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

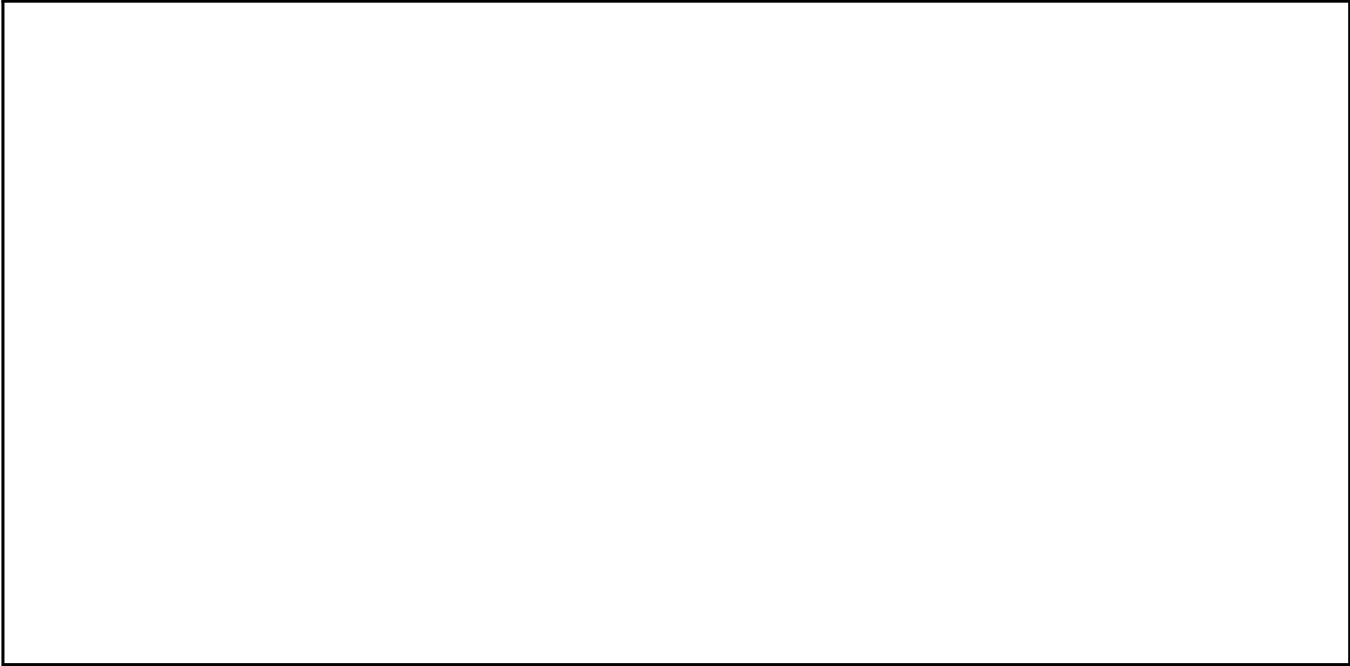
令和三年八月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

調布市深大寺北町三丁目十四
番三及び同番三地先
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

